

# 令和4年度小田原市職員採用試験（1月募集）案内



## 1 試験区分、受験資格及び採用予定人員

【令和5年4月1日採用】

試験区分(※1)	受験資格(※2)	採用予定人員
栄養士 (市立病院勤務(※3))	昭和63年4月2日以降に生まれ、管理栄養士の資格を有する(見込む)人	若干名

【育児休業代替任期付(※4)】

試験区分(※1)	受験資格(※2)	採用予定人員
一般事務	昭和38年4月2日以降に生まれ、民間企業などにおける職務経験が3年以上(※5)あり、パソコンの基本操作ができる人	若干名
保育士・幼稚園教諭	昭和38年4月2日以降に生まれ、保育士・幼稚園教諭どちらかの資格を有し、常勤の保育士または幼稚園教諭として勤務した経験が3年以上(※6)ある人	若干名
保育士(児童発達支援事業所 つくしんぼ教室)	昭和38年4月2日以降に生まれ、保育士の資格を有し、常勤の保育士として勤務した経験が3年以上(※7)ある人	若干名

## 受験資格に係る注意事項

### ※1 (試験区分(全試験区分共通))

全試験区分共通、求める人物像は次の3つです。

- (1) 情熱をもって職務に取り組むことができる人
- (2) 自ら考えて行動することができる人
- (3) 課題や目標に果敢にチャレンジすることができる人

### ※2 (受験資格(全試験区分共通))

- (1) 令和4年度に実施した小田原市職員採用試験を受験された人は、同一職種での受験はできません。
- (2) 中学校在学中(卒業見込みを含む)の人は、受験できません。

- (3) 次のいずれかに該当する人（地方公務員法第16条の規定に該当する人）は、受験できません。
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたその執行を受けることがなくなるまでの人
  - イ 小田原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- (4) 外国籍の人も受験できます。ただし、採用日において就労が制限される在留資格の人は採用されません。  
また、採用後、「公権力の行使」または「公の意思形成への参画」に当たる業務には従事できません。
- (5) 同時に2つ以上の試験区分に申し込むことはできません。

### ※3（栄養士：市立病院勤務）

小田原市立病院（栄養科）での勤務を予定しております。栄養士として、栄養指導などの業務に従事します。

### ※4（育児休業代替任期付）

育児休業代替任期付とは、育児休業を取得する職員（任期の定めのない職員）の代替として任期（雇用期間）を定めて採用され、その任期が満了すると退職となる職員をいいます。

任期は、育児休業取得者の育児休業期間に応じて決定されますが、おおむね1～2年程度となります。

採用試験合格者は採用名簿に登録され（登録期間は3年間）、育児休業取得者の状況により順次採用となります。ただし、採用試験に合格しても、育児休業取得者が想定より少なかった場合は採用されないこともあります。

### ※5（一般事務：職務経験が3年以上）

常勤（週31時間以上勤務）の職員として民間企業などに勤務した経験が、令和4年9月1日時点で3年以上ある人が対象となります。複数の民間企業などに勤務した経験（1年以上継続したものに限る。）があり、通算の経験が3年以上ある人も対象に含みます。

### ※6（保育士・幼稚園教諭：勤務した経験が3年以上）

保育士、幼稚園教諭のどちらかの資格を有し、常勤（週31時間以上勤務）の保育士または幼稚園教諭として、保育所または幼稚園に勤務した経験が、令和4年9月1日時点で3年以上ある人が対象となります。複数の保育所または幼稚園に勤務した経験（1年以上継続したものに限る。）があり、通算の経験が3年以上ある人も対象に含みます。

### ※7（保育士：勤務した経験が3年以上）

保育士の資格を有し、常勤（週31時間以上勤務）の保育士として、保育所または児童福祉法に基づく児童発達支援サービス事業所（以下、「児童発達支援サービス事業所」という。）に勤務した経験が、令和4年9月1日時点で3年以上ある人が対象となります。複数の保育所または児童発達支援サービス事業所に勤務した経験（1年以上継続したものに限る。）があり、通算の経験が3年以上ある人も対象に含みます。

勤務した経験が上記に満たない場合は、つくしんぼ教室（Tel 34-3226）に御相談ください。

## 2 試験日程

※ 試験区分により試験日程等が異なります。

試験日や会場、試験内容等は予定です。応募人数等により変更する場合がありますのでご注意ください。

### ■ 栄養士

	試験内容	試験日	試験場所
第1次試験	ウェブ適性検査	1月30日(月)9時から2月1日(水)17時まで	オンライン
	個別面接	2月5日(日)	小田原市役所
第2次試験 (第1次試験合格者)	個別面接	2月15日(水)	小田原市役所

## ■ 【育休代替任期付】

一般事務、保育士・幼稚園教諭、保育士（児童発達支援事業所 つくしんぼ教室）

	試験内容	試験日	試験場所
第1次試験	個別面接 適性検査（筆記）	1月下旬又は2月上旬の指定する日	小田原市役所
第2次試験 (第1次試験合格者)	個別面接	2月中旬の指定する日	小田原市役所

## ウェブ適性検査について

### ①ウェブ適性検査とは

各自のパソコンを使用してインターネット上で適性検査を受検していただきます。内容については、「3 適性検査の内容」をご確認ください。手順等の詳細については申込受付後に受験者の方へご案内いたします。

※インターネット通信費用については、受験者の方の自己負担となります。

### ②受検可能環境

端末の種類	ご利用端末	OS	ブラウザ
パソコン	Windows(ウインドウズ)	Microsoft Windows 8.1/10	Microsoft Edge / Google Chrome

※Mac(マック)端末、スマートフォン、タブレットでの受検はできません。

## 3 適性検査の内容

能力適性検査	職務に求められる基礎的な能力を測定する検査です。事前の公務員試験対策を必要としない内容です。	性格適性検査	職務行動に関する性格的な特徴を測定する検査です。人物理解を深めるための資料とします。
--------	--	--------	--

## 4 試験結果の開示

試験の結果については、**受験者本人の口頭による開示の請求ができます**。電話やはがき等による請求では開示できませんので、受験票または顔写真付き身分証明書を持参し、事前に下記連絡先までお電話でご連絡いただいた上で、受験者本人が直接下記連絡先までお越しください。

### 【連絡先】

職員課 小田原市役所 3階赤通路（小田原市荻窪 300 番地）0465-33-1241

開示項目	開示期間	開示方法
適性検査の得点等	合否の発表の日から1月間	閲覧

## 5 申込手順と方法

小田原市公式ウェブサイトにて「令和4年度職員採用試験案内【1月募集】」のページを参照し、インターネットでお申込ください。

### 申込受付期間

令和5年1月4日（水）9時から1月20日（金）17時まで

2次元コード



※スマートフォン等で利用いただけます。

※一部の端末ではご利用いただけない場合があります。

## 6 給与及び勤務条件

### (1) 初任給※地域手当含む（令和5年4月1日時点）

学歴	一般職	育休代替任期付
大学院卒	230,230 円/月	218,350 円/月
大学卒	212,190 円/月	
短大卒	196,240 円/月	

※ このほか、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当、扶養手当などが、条件に応じて支給されます。

※ 民間企業などで職務経験がある場合、経歴加算をした給与を支給します。（育休代替任期付は除く。）

### (2) 勤務条件（※勤務時間や休日などは、配属先によって異なる場合があります。）

勤務時間 8時30分から17時15分まで

休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

休暇 年次休暇年間20日付与、特別休暇、介護休暇など

## 7 注意事項

(1) 申込受付後の流れは下記のとおりです。

申込受付後、申込時にご登録いただいたメールアドレス宛に、受験番号や1次試験の詳細についての案内をメールいたします。

1月30日（月）までにメールが届かない場合には、職員課（0465-33-1241）にお問い合わせください。

(2) 受験資格がないこと、または申込時の記入事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。

(3) 試験日時や会場、試験内容等は予定です。応募人数等により変更する場合があります。

(4) 令和5年4月1日付採用予定ですが、状況により、それ以前に採用する場合があります。

その他の情報（職務内容、過去の試験結果など）は、市ホームページに掲載していますのでご確認ください。

問い合わせ先

小田原市 企画部 職員課 人事研修係

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地 電話番号 0465-33-1241